

「別記」 要求書

一 給料総額即時支払フコト

二 年當金一人に對シ日給一月半分ヲ支払フコト

三 爭議中ノ日給ハ全額支払フコト

四 爭議費ハ全額支払フコト

右要求候也

昭和二年一月十五日

目覺部解雇者一月

村松 惠一 敬

「別記」

(原文のまま)

謹啓 承ねく貴組合に加盟政居候處の貴殿經營の府下池袋村松所計工場従業員は今般貴殿よりその營業不振の名目にて昨年十二月三十一日同工場目覺部全負を解僱し殘留従業員に對して賃銀三割乃至四割の値下を強要し刻々本年一月八日工場閉鎖を漸行して従業員一同とその家族を極度の生活難に陥水たる問題に就て我が関東貴金屬組合は再三代表を送り誠意を以て圓滿なる解決を為すべく努力したるも常に貴殿は言を左右にし面會を拒否し或は不誠意極まる回答をさる等甚だ遺憾に至り候尚貴殿に下さる態度を改めず問題未解決のままに置くことは結合社會的不祥事件を惹起することは明かなる事と同時には此等の島(惠)字らしくなる事は共にとらざる處と存し候 就ては貴殿に於て眞に賊政上解決出来得ざるならば取極困難の時機に際しての對應した具體的交渉を開始して圓滿なる解決の曙光を見出さるべくここに是れを貴殿に勧告致す次第に候

昭和二年一月十五日
村松 惠一 敬

日本勞働組合評議會
関東貴金屬屬勞働組合(印)

以上